

議案第78号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第280号」を「第279号」に改め、同条第278号を削り、同条第279号を同条第278号とし、同条第280号から第287号までを1号ずつ繰り上げ、同条第288号中「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」を「第20条の2第14項又は第38条の4第23項」に改め、同号を同条第287号とし、同条第289号から第296号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「第2条第294号」を「第2条第293号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条第288号の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路、河川、水路、堤とう敷その他市有地と民有地との境界査定に係る手数料を廃止し、及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。